2025 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名　株式会社三菱総合研究所
代表者名　代表取締役社長　籔田　健二
（コード番号 3636 東証プライム市場）
問合せ先　経営企画部長　石井　和
（TEL. 03-6705-6001）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 12 月 17 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

当社では、従来からコーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と捉えており、2005 年に執行役員制度を導入し、業務執行と経営の意思決定・監督機能を分離することで、効率的で的確な意思決定と業務遂行責任の明確化に努めております。

今般、最適な経営体制の機動的な構築を図るとともに、業務執行の最高責任者である社長は執行役員の役位であることを規定するため、現行定款につきまして、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 12 月 17 日
定款変更の効力発生日	2025 年 12 月 17 日

以上

＜別紙＞

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（招集権者および議長） 第15条　株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第15条　株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 前項に定めた取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第16～21条 ＜条文省略＞	第16～21条 ＜現行どおり＞
（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。	（代表取締役および取締役会長） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名を選定することができる。
第23～30条 ＜条文省略＞	第23～30条 ＜現行どおり＞
（執行役員および研究理事） 第31条　当会社は、取締役会の決議をもって執行役員および研究理事を定めることができる。 ＜新設＞ ＜新設＞	（執行役員および研究理事） 第31条　当会社は、取締役会の決議をもって執行役員を定めるほか、研究理事を定めることができる。 2. 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長1名を選定するほか、その他の役付執行役員を若干名選定することができる。 3. 取締役会は、その決議によって研究理事の中から役付研究理事を若干名選定することができる。